

国産木材を活用した 外壁・外構の木質化への支援



補助対象経費の
1 / 2以内
(上限額 3,000 万円)
を補助

木の街並み 創出事業

民間施設（オフィスビルや商業施設等）において、都民の目に触れ、接することができる、建築物の外壁や外構に広く木材の利用を進めることで、多摩産材をはじめとした国産木材の普及と需要拡大を図ります。

支援内容

- | | |
|------|---|
| 対象事業 | 国産木材（多摩産材を3割以上）を使った外壁・外構の木質化 |
| 対象施設 | 都民の目に触れ、接することができる
東京都内に所在する民間施設 |
| 補助金額 | 補助対象経費の2分の1以内
(下限額 500 万、上限額 3,000 万円) |

本事業は東京都と契約を結んで、(公財) 東京都農林水産振興財団が運営しています。

木の街並み創出事業

対象事業

○国産木材（多摩産材を 3 割以上）を使った外壁・外構の木質化

応募対象者

○事業費の 2 分の 1 以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者（国又は地方公共団体等を除く）

対象施設

○都民の目に触れ、接することができる東京都内に所在する民間施設

補助金額

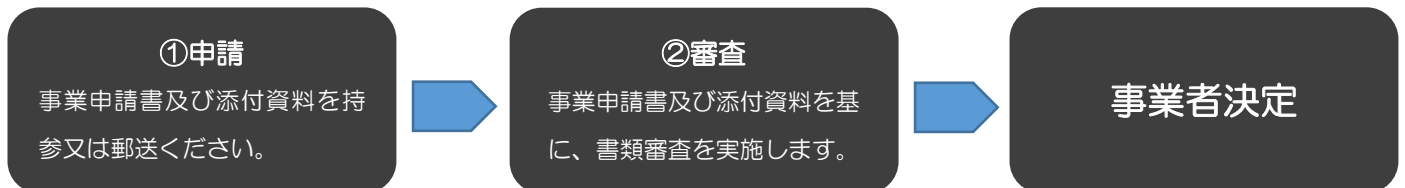
○本事業に要する経費（補助対象経費）の 2 分の 1 以内（下限額 500 万円、上限額 3,000 万円）

募集条件

※下記のア～オのすべてを満たすこと。

- ア. 一般都民の目に触れ、接することができること。
- イ. 施設の利用者に対し、多摩産材をはじめとする国産木材利用の旨を発信すること。
- ウ. 補助金申請額が 500 万円以上（補助対象経費が 1,000 万円以上）であること。
- エ. 外壁・外構（木塙、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等）に国産木材（うち多摩産材を 3 割以上使用すること）を使用していること。
- オ. 多摩産材をはじめとする国産木材は、外壁の場合 1m^2 当たり 0.01 m^3 以上（補助対象面積の 50% 以上が木材でおおわれていること）、外構の場合 1m^2 当たり 0.012 m^3 以上使用すること。

事業者決定までの流れ



事業の特色

- 工事の着工及び竣工が来年度以降の事業、工期が数年かかる事業でも申込みが可能です（ただし、令和 5 年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須）。
- すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助金交付が認められる場合もありますので、ご相談ください。

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

- 内装や什器等についても多摩産材を使用する案件などで補助金申請額が 3,000 万円（補助対象経費が 6,000 万円）を超えることが想定される案件等については、「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業」の申請対象となる場合があります。
- 「木の街並み創出事業」と「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業」は同時に申請することができます。
- 詳細は下記までお問合せください。



〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1 公益財団法人 東京都農林水産振興財団
森の事業課 木の街並み創出事業担当

Tel042-528-0641 Fax042-528-0619 Email: machinami@tdfaff.com



JR 青梅線
「西立川」駅
より徒歩 7 分

JR 中央線
「立川」駅南
口より西武
バス「立川駅
北口行き」
10 分「農業
試験場前」下
車